

いいよいよ、ドクターヘリが 幌延の空を飛びます

ドクターヘリは、重症患者が発生したときに、救急専門医と看護師を乗せて現場へ向かい、その場で治療をし、搬送することが出来る医療専門ヘリコプターです。



平成19年6月に「救急医療用ヘリコプター」を用いた救急医療の確保に関する特別措置法(通称「ドクターヘリ法」)が成立

道北圏では、旭川市を拠点に利尻、礼文を含む道北圏一帯の55市町村をカバーします。ドクターヘリは、半径100km圏内を給油なしで往復することが出来ますが、稚内などには片道200kmを超えてしまうことになり、幌延町まででも145kmあることから、給油用の中継点を設けて対応することになっています。

より、全国でドクターヘリが運行されています。

北海道内では、平成17年に道央圏に1機導入されました。が、このドクターヘリ法の成立を受け、平成21年度から道東圏と道北圏にも導入されることになりました。

成21年度から道東圏と道

運行にかかる費用については、ヘリの運行経費、搭乗する医師、看護師の賃金費は国と道の補助金でまかなわれます。補助対象外となるヘリの格納庫建設費の一部を関係市町村で負担することとしており、幌延町の負担額は12万2千円を予定しています。

運行の開始時期は、今年10月初旬を目指して作業が進められています。

運行にかかる費用につ

間は季節により多少変動します。

どんなんときに出動するの?

ドクターヘリの出動要請は、基本的に消防機関の判断により、基地病院である旭川赤十字病院に要請することになります。

ドクターヘリの出動要請は、基本的に消防機

院である旭川赤十字病院に要請することになります。緊急を要する重症患者を対象としているため、町民からの要請だけでは出動はしないことになります。

ドクターヘリの出動要請をする基準は、生命の危険が予想されるとき

ヘリの出動は、土・日・祝日を問わず毎日可能で、概ね午前8時30分から午後5時までとなります。

これは、日没までに基地となる病院へ帰還しなければならないためで、時



● 救急現場で医師の緊急疾患

● 重症熱傷、重症多発外傷、四肢切断等の救急

● 出動要請をする基準は、生命の危険が予想されるとき

● 重症熱傷、重症多発外傷、四肢切断等の救急

ドクターヘリへの期待と課題

急救現場へ医師と看護